

— 記者発表資料 —

令和8年3月30日
熊 本 県

「佐敷川水系河川整備計画」を策定しました

熊本県では、佐敷川水系の今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「佐敷川水系河川整備計画」を策定しました。

今後、「佐敷川水系河川整備計画」に基づき、治水・利水・環境のそれぞれの目標を調和しながら達成できるよう、総合的な視点で河川整備を推進していきます。

記

<佐敷川水系河川整備計画の公表について>

- ・熊本県のホームページ（下記URL）より閲覧可能です。

熊本県ホームページ: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/262897.html>

問合せ先

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課

課長補佐

うちだ ひろゆき
内田 寛幸

主 幹

よしだ たつお
吉田 達生

代表：096-383-1111

直通：096-333-2507（内線 53743, 53764）

佐敷川水系河川整備計画策定までのスケジュール

佐敷川水系河川整備基本方針 策定（令和7年2月7日）

河川整備計画（原案）に対する
学識経験者への意見聴取
R7.11.21

河川法第16条の2 第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない

佐敷川水系河川整備計画（原案）公表（令和7年12月19日）

河川整備計画（原案）に対する
関係住民への意見聴取

- ・パブリックコメント 令和7年12月19日～令和8年1月23日
- ・公聴会 令和8年1月22日

河川法第16条の2 第4項

河川管理者は、前項に規定する場合※において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない

※河川整備計画の案を作成しようとする場合

佐敷川水系河川整備計画（案）公表（令和8年2月6日）

関係機関との連絡調整
（農林部局や環境部局など）

関係地方公共団体の長の意見

河川法第16条の2 第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない

佐敷川水系河川整備計画 策定・公表（令和8年3月30日）

河川法に基づく法定手続き